

「とちまる安心認証制度実施要綱第2条第2号で規定する対象除外施設について」の一部改正新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>① <u>宿泊施設において、各客室で宿泊者に食事を提供する場合の当該客室</u></p>	<p>1. <u>その場で飲食することを主たる目的とした設備を有さない飲食店</u> 2. <u>宿泊施設において、各客室で宿泊者に食事を提供する場合の当該客室</u></p>
改 正 後	改 正 前
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>① <u>この規定は、令和3（2021）年12月3日から施行する。</u></p>	